

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の5第3項
処 分 の 概 要：教習資格の認定の取消し
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号～第18号・第5項（許可の基準）、 第5条の2第1項・第2項・第4項・第5項（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの 許可の基準の特例）、第5条の4第1項（技能検定）、第9条の5第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第36条（許可証等の返納の手続）
処 分 基 準：別紙のとおり
問 合 せ 先：愛知県警察本部 生活安全部 保安課 銃砲危険物係 電話 052-951-1611 内線3176
備 考：